

白石・福富・有明3町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白石・福富・有明3町合併協議会（以下「協議会」という。）規約第13条第3項の規定に基づき、協議会事務局（以下「事務局」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班、調整班を置く。

2 班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に局長、次長その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて佐賀県職員の派遣要請をすることができるものとする。

3 局長及び次長は協議会の会長（以下「会長」という。）が任命する。

(職員の職務)

第5条 局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 次長は、局長を補佐し、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 協議会構成3町との連絡調整に関すること
- (2) 職員研修会等の実施に関すること

- (3) 協議会広報の編集及び発行に関すること
- (4) 事務事業実態調査のとりまとめに関すること
- (5) 物品購入その他契約の締結に関すること
- (6) 物品及び現金の出納に関すること
- (7) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること
- (8) その他軽易な事項に関すること

(職員の服務)

第 8 条 事務局職員の服務及び勤務条件については、それぞれの町の事務従事の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間および休息時間については、会長の属する町の例によるものとする。

(給与等)

第 9 条 事務局職員の給与等については、それぞれの職員が所属する町が負担するものとする。

2 事務局職員の旅費については、会長の属する町の例により、事務局の予算において支給するものとする。

(委 任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係) 白石・福富・有明 3 町合併協議会事務局事務分掌
総務班

- (1) 庶務及び会計に関すること
- (2) 合併の諸手続きに関すること
- (3) 協議会の会議に関すること
- (4) 合併に係る広報に関すること
- (5) 合併に係る資料の編纂等に関すること
- (6) 協議会の予算に関すること
- (7) 予算編成に関すること
- (8) 総務、財政分野の協定項目に関すること
- (9) その他他の班に属さないこと

計画班

- (1) 市町村建設計画に関すること
- (2) 財政計画に関すること
- (3) 企画分野の協定項目に関すること

調整班

- (1) 住民、福祉、産業・経済、上・下水道、建設、教育、議会、農業委員会分野の協定項目に関すること